イ　平成20年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した上記⑸ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者）が、上記⑸ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。

なお、共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

また、当該工事経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑽　北海道開発局が発注した工事区分「建築」に係る工事のうち、令和２年度から令和３年度に完成したものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上（特定建設工事共同企業体の場合は、全構成員の平均点で65点以上。）あること。この実績がない場合は、さらに２年度遡った平均点が65点以上であること。

なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、二次審査０～64点の範囲で「加算点」を与える。

ウ　一次審査については、上記２の条件を全て満たす者のうち、次の評価項目について評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。

一次審査の評価項目

ａ　企業能力の評価

⒜　企業の工事実績

⒝　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ｂ　技術者能力の評価

⒜　配置技術者の工事経験

なお、ａ、ｂについては一次審査の評価点にのみ計上する項目であり、総合評価では評価項目に含まない。

エ　二次審査については、一次審査により選抜された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画等に関する書面を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。

二次審査の評価項目

ａ　本施設における施工の品質向上に関する具体的な取組とその効果

ｂ　本施設における施工の生産性向上に関する具体的な取組とその効果

ｃ　賃上げの実施を表明した企業等

オ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

カ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局・担当者　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎 北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　滝沢　俊輔　電話（代表）011―709―2311（内線5715）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和５年６月９日から令和５年９月25日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和５年６月９日９時00分から令和５年６月30日14時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和５年６月９日９時00分から令和５年６月30日14時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　一次審査結果の通知　本工事の一次審査に係る評価の結果は、令和５年７月12日に通知する。

⑸　二次審査に関する書面の提出期間、場所及び方法　令和５年７月13日９時00分から令和５年８月18日14時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和５年７月13日９時00分から令和５年８月18日14時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料の提出期間、提出先及び提出方法　見積価格書及び根拠資料は、令和５年７月13日９時00分から令和５年８月18日14時00分までに、原則として、次のメールアドレスに宛てて提出すること（入札説明書参照。）。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

メールアドレス：hkd-ky-eizenkanri@mlit.go.jp

⑺　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和５年７月13日９時00分から令和５年９月25日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和５年９月８日12時00